◇泉 美和子 君

○議長(澁谷俊二君) 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、 登壇願います。

(5番 泉 美和子君 登壇)

○5番(泉 美和子君) おはようございます。

通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、教員の変形労働時間制について、教育長の見解をお伺いいたします。

学校の先生たちの長時間労働が社会問題になっています。国の教員勤務実態調査によれば、小中学校の先生は月曜日から金曜日まで毎日平均12時間近く働き、休みのはずの土日も働いています。過労死や心身を病んでの退職、授業準備の時間が足りない、子供や保護者と意思疎通を図るための時間も十分とれないなど、教員の長時間労働は子供や保護者にとっても深刻な問題です。

昨年12月、学校における働き方改革として、公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案、改正教育職員給与特別措置法が成立しました。現場の先生たちの過労死が増えるなど、強い反対の声を押し切って強行成立されたものです。政府は2021年度から制度の運用を始めたいとしていることから、今年度中に各自治体の意向が問われることになると言われています。

1年単位の変形労働時間制は、1年間を繁忙期と閑散期に分け、繁忙期の勤務時間を延長し、 閑散期の勤務時間を短縮することで、年間で平均した週当たりの労働時間が40時間を超えないよ うにするもので、今は1日8時間労働ですが、繁忙期には1日10時間まで増やせるとしています。 これでは現在の学校における教員の勤務状況を考えれば長時間過密労働の解消にはつながりませ ん。今求められているのは平日1日平均12時間近いという教員の異常な長時間労働の解消です。 変形労働時間制は、その平日の所定勤務時間を長くする制度です。1年単位の変形労働時間制は 8時間労働の原則を崩し、働く者の健康と生活にとって問題のある制度だと思いますが、認識を お伺いいたします。

国のガイドラインは、残業を月45時間、年間360時間以下が変形労働時間制導入の条件としています。文科省の調査では、月45時間以上残業をしている教員の割合は、小学校で53%、中学校約67%となっています。当町での小中学校の時間外労働の実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

この制度は完全に選択制です。変形労働時間制を導入するかどうかは各自治体の選択制となっていますが、当町の考えをお伺いいたします。

教員の長時間労働の解消には教員の増員と業務の削減こそが必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 福田世喜君 登壇)

〇教育長(福田世喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目の質問についてですが、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、国は昨年12月にいわゆる給与特別措置法の一部を改正し、その中で夏季休業中などにおける休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制の導入についての指針が示されました。この法律は、1年単位の変形労働時間制の活用による、夏季休業中などにおける休日のまとめ取りをしやすくするもので、現在利用されている年次有給休暇や、土曜、日曜に出勤した際の振りかえ休日に加えて、新たな選択肢として制度化するものであります。

一方、学校での夏季休業中などにおける休暇取得の現状では、ほぼ全ての教員が年次有給休暇 や振りかえ休日、夏季休暇を活用している状況です。さらに休暇を増やしたいときには年次有給 休暇を利用できるようになっております。

このたびの変形労働時間制についての情報は国や県からの通知だけで、説明会などは開かれていない状況であります。そのような中で、町教育委員会としては情報不足を感じており、今後さらに情報収集を行い、調査研究していく必要があると考えております。

次に、3点目の質問について、先にお答えいたします。

昨年12月の国会における萩生田文部科学大臣の変形労働時間制の条例、規則の制定などについての答弁によりますと、都道府県教育委員会が任命権者として条例を制定し、それを受けて市町村教育員会が対応することとなっております。そうした中で、秋田県教育委員会からは2月10日付で「年度内の条例制定は見送る」との通知が届いたところです。そこで、現在、町教育委員会としましては、県教育委員会の動向を見守りながら情報収集を行い、調査研究をしていきたいと考えております。

次に、2点目の質問についてお答えいたします。

美郷町内の小中学校における時間外労働の実態についてですが、1カ月の時間外労働時間が45時間以上の教職員の割合は、昨年4月からことし1月までの平均で、小学校で職員の37%、中学校で78%となっております。

次に、4点目の質問についてお答えいたします。

教員の長時間労働の解消については、業務の改善や教員の増員が必要であるという認識を持っ

ており、町内の各学校においても校長のリーダーシップのもと、業務改善に取り組み、時間外労働時間の縮小に取り組んでおります。また、教員の配置を増やすことについては、各学校から毎年要望が上がっているところであり、町教育委員会としても機会あるごとに国や県などの関係機関に要望してきているところであります。以上であります。

- ○議長(澁谷俊二君) 再質問ありますか。(「はい」の声あり) 5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。
- ○5番(泉 美和子君) 今後、これから調査、研究をしていくというご答弁でしたので、ぜひ先生方の労働実態なんかもよく調査をし、先生たちの声を十分に聞いていただきたいと思います。今のご答弁でも、中学校の先生たちの労働時間というのは大変多く、残業時間が多くなっているようです。私も朝早く中学校の前を通ったりすると早くから明かりがついているのを承知しています。そういう先生たちの頑張りのところでこのような制度を取り入れられると先生たちの働き方がますます大変になるという、今の答弁でも「長期の休みなどはしっかりととっている」ということでしたので、やはりこういう平日の勤務時間が長くなるということが一番の問題だと思います。そういう点で、繰り返しみたいになりますけれども、ぜひ今後よく調査をし、先生たちの声を十分聞きながら、県の教育委員会、国の教育委員会などにも意見を言っていただきたいと思いますが、その点をもう一度ご答弁お願いします。
- ○議長(澁谷俊二君) 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。
- ○教育長(福田世喜君) ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどもご説明いたしましたが、秋田県の条例が定められた後で美郷町の教育委員会の対応を 決めるということになっておりますが、そのときには学校の教職員の声を聞いて、学校として変 形労働時間制を希望するかどうかを確認した上で、町が町内の学校のどこが変形労働時間制に取 り組むかということを決めていく方向が先ほどの文部科学大臣の答弁でなされております。そう いう点では、町で決めるときには教職員の声もよく聞いてということは言われておりますので、 その点は十分留意していきたいと思っております。

- ○議長(澁谷俊二君) 再々質問ありますか。(「ありません」の声あり) 次の質問に移ります。
- ○5番(泉 美和子君) 子育て支援の充実の立場から2点について、町長の見解をお伺いいたします。

1つ目は、保健師の増員についてです。

乳児から高齢者まで幅広い世代とかかわり、地域住民の健康や生活をサポートする保健師の役

割は、昨今の社会情勢のもと、ますます重要になっていると思います。

町では、新年度、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠、出産から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をしていくとしています。この事業遂行のためにも保健師の増員が必要ではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

2つ目として、子供の医療費無料化、18歳まで拡大することについてお伺いいたします。

大仙市が新年度予算案で18歳まで医療費無料化を所得制限なしで拡大することを発表しました。 隣接市での実施は、美郷町内の子育て世代にとっても大きな反響があるものです。今、住民の生 活は厳しくなる一方です。消費税増税による景気悪化の影響は家計を直撃しています。とりわけ 高校生を持つ世帯は家計の負担が大きくなる世帯です。経済的な負担軽減のためにも、ぜひ18歳 までの医療費無料化の実施を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、妊娠期から子育で期まで切れ目のない支援を行うことを目的に、令和2年4月から子育で世代包括支援センターを開設します。子育で世代包括支援センターは、妊娠の届け出などの機会に得た情報をもとに、妊娠、出産、子育でに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による支援を行うことを目的としております。そのため、関係機関の連携と支援のための連絡調整の中枢として、いわばワンストップ機能として地域に定着していくようにしてまいります。

その機能の核となる保健師については、議員ご認識のとおり重要な存在であるわけですので、 今年度退職した保健師の補充として令和2年度に新たに1名を採用することとしております。ま た、令和2年5月からは健康対策班を保健センターから役場庁舎に移転させ、保健師資格のある 職員を1カ所に集めることで、限られた人数のもとでこれまで以上に効率的かつ効果的な保健師 活動を展開して、町民の期待に応えてまいりたいと考えております。

今後の保健師の増員についてですが、保健師をはじめ資格職員の定員については、第3次美郷 町職員適正化計画のもと、社会情勢の変化や町民ニーズ等を踏まえながら、職員間のバランスも 考慮しつつ適切に判断してまいりたいと存じます。

2つ目のご質問ですが、議員ご承知のとおり、町では現在県制度を横出しした形で中学生まで を対象に支援策を講じております。具体的には、県補助要綱の所得要件により非該当になる乳幼 児、小学生には町単独事業で全額助成、中学生には1医療機関1カ月1,000円の自己負担を上限と した助成を実施しているところです。なお、中学生の自己負担については、令和3年度に向けて 小学生と同様の支援となるよう制度改正について今後検討してまいります。

町が県の所得要件を超え、乳幼児から中学生までの助成を実施している理由は、義務教育を終えるまで手厚い支援を行い、子育て世代の負担軽減を図ることを目的にしたものです。美郷町ではそうした基本認識のもとで、さきに述べましたとおり所得要件を外し、医療費に関する経済的支援策を一部の対象者にとどめるのではなく、対象年齢のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象に子育てに係る負担の一部を軽減することで、妊娠、出産の促進につなげ、少子化に歯どめをかけたい意図と意志であることを関係皆さんに理解していただき、実効につなげてまいりたいと考えております。

なお、若い世代の妊娠、出産へのちゅうちょを小さくする観点で、18歳まで医療費軽減を図るならば、医療費軽減のみならず、義務教育以降の教育全般に係る負担のあり方も含め、出産から就職に至るまでの体系的な支援策を構築し、妊娠、出産を考える世代がお子さんを産んでも心配ないと思える総合対策が国・県レベルで必要ではないかと思います。

したがって、美郷町で医療費のみに焦点を当てた子育て支援策を18歳まで拡大することについては現在のところ考えておりませんが、今後取り巻く環境変化や制度改正等の動きを注視しつつ適切に判断するとともに、国による制度の充実について、県町村会等を通じて引き続き要望してまいります。以上です。

○議長(澁谷俊二君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。